

議案第46号

監査委員の選任について

次の方を佐野市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年5月12日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	篠原 偉治	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

理 由

本市の識見を有する者のうちから選任した監査委員 篠原 偉治 様は、本年6月2日をもって任期満了となりますので、その後任者を選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

(設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 …省 略…

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5・6 …省 略…

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

履 歴 書

住 所 [Redacted]

篠 原 偉 治 生
[Redacted]

学 歴

1 昭和56年 3月 [Redacted]

職 歴

- 1 昭和56年 4月 [Redacted]
- 1 昭和58年12月 [Redacted]
- 1 平成11年 4月 } [Redacted]
- 1 平成12年 3月 } [Redacted]
- 1 平成19年 1月 [Redacted]
- 1 平成23年 4月 } [Redacted]
- 1 平成27年 3月 } [Redacted]
- 1 平成27年 4月 } [Redacted]
- 1 令和 3年 3月 } [Redacted]
- 1 平成29年 6月 佐野市監査委員に就任 現在に至る
- 1 令和 3年 4月 [Redacted]
- 1 令和 3年 4月 [Redacted]

賞 罰

[Redacted]